



# 鳥取県公報

平成 31 年 1 月 11 日 (金)  
第 9 0 6 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (5) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (6) (〃) . . . . . 3
	県統計調査の実施 (7) (住まいまちづくり課) . . . . . 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (4 件) (8~11) (企業支援課) . . . . . 4
	国土調査の成果の認証 (12) (農地・水保全課) . . . . . 7
	県営土地改良事業の工事の完了 (13) (東部農林事務所) . . . . . 7
	土地改良区の役員の就退任 (3 件) (14~16) (西部総合事務所農林局) . . . . . 7
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (企業局経営企画課) . . . . . 11
◇ 正 誤	平成30年12月4日付鳥取県公報第9059号中訂正 . . . . . 16

# 告 示

## 鳥取県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護予防事業者及び居宅介護支援事業者の主たる事務所の所在地又は居宅介護事業所、介護予防事業所、居宅介護支援事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社ミシマ	米子市灘町一丁目105	ヘルパーステーションりんどうの郷	米子市灘町一丁目102	訪問介護	平成30年11月1日
"	"	訪問看護リハビリテーションりんどうの郷	"	訪問看護	"

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
有限会社新生ケア・サービス	米子市吉岡65-4	有限会社新生ケア・サービス 予防訪問看護ステーション	米子市熊党200-1	介護予防訪問看護	平成28年7月25日
"	米子市熊党200-1	"	"	"	平成30年9月8日
株式会社ミシマ	米子市灘町一丁目105	訪問看護リハビリテーションりんどうの郷	米子市灘町一丁目102	"	平成30年11月1日

### 3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
有限会社新生ケア・サービス	米子市吉岡65-4	有限会社新生ケア・サービス居宅介護支援事業所	米子市熊党200-1	平成28年7月25日
"	米子市熊党200-1	"	"	平成30年9月8日

### 4 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支	介護予防・日常生活支援事	変更年月日

	在地	援事業所の名称	業所の所在地	
株式会社ミシマ	米子市灘町一丁目 105	ヘルパーステーション りんどうの郷	米子市灘町一丁目102	平成30年11月1 日

### 鳥取県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
ケアタクシーあゆみ合同会社	西伯郡南部町天萬429-7	ケアタクシーあゆみ訪問介護事業所	西伯郡南部町天萬429-7	訪問介護	平成30年10月14日
医療法人社団法勝寺内科クリニック	西伯郡南部町法勝寺286-4	法勝寺ケアプラザデイサービス	西伯郡南部町法勝寺286-1	通所介護	平成30年10月31日
〃	〃	法勝寺ケアプラザショートステイ	〃	短期入所生活介護	〃

#### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
医療法人社団法勝寺内科クリニック	西伯郡南部町法勝寺286-4	法勝寺ケアプラザショートステイ	西伯郡南部町法勝寺286-1	介護予防短期入所生活介護	平成30年10月31日

#### 3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団法勝寺内科クリニック	西伯郡南部町法勝寺286-4	法勝寺ケアプラザ居宅介護支援事業所	西伯郡南部町法勝寺286-1	平成30年10月31日

### 鳥取県告示第7号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調査の名称

鳥取県住生活総合調査拡大調査

#### 2 調査の目的

居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に把握し、5年毎に見直している「鳥取県住生活基本計画」の見直しに係る基礎資料を得ることを目的とする。

## 3 調査対象の範囲

県内全域の住宅・土地統計調査（平成30年に総務省統計局が行う住宅・土地統計調査をいう。以下同じ。）の調査対象世帯

## 4 報告を求める事項及びその基準となる日

## (1) 報告を求める事項

- ア 報告者の属性
- イ 居住する住宅の現状
- ウ 空き家に関する内容について

## (2) その基準となる期日

調査票記入日

## 5 報告を求める者

住宅・土地統計調査の対象となった12市町の調査区（国土交通省が実施する平成30年住生活総合調査の対象となった調査区を除く。）の調査対象者名簿及びそれ以外の7町村の住民基本台帳から無作為に抽出した約7,788世帯

## 6 報告を求めるために用いる方法

鳥取県が郵送により報告者へ調査票を配布し、同封の返信用封筒にて回収を行う。

## 7 報告を求める期間

平成31年1月中旬から3月中旬まで

## 8 調査票情報の保存期間

5年間

## 9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

---

**鳥取県告示第8号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナンバホームセンター鳥取店 鳥取市安長213-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ナンバ 代表取締役 難波 賢治 岡山県津山市材木町1328-25

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

変更前 ナンバ鳥取店  
変更後 ナンバホームセンター鳥取店

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 株式会社ナンバ 代表取締役 難波 榮  
変更後 株式会社ナンバ 代表取締役 難波 賢治

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社ナンバ 代表取締役 難波 賢治 岡山県津山市材木町1328-25  
変更後 株式会社ナンバホームセンター 代表取締役 難波 賢治 岡山県津山市材木町1328-25

## 4 変更年月日

平成26年2月28日ほか

- 5 届出年月日  
平成30年12月27日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成31年1月11日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第9号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米子市米原複合 米子市米原六丁目257ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3-23
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の住所  
変更前 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目3-23  
変更後 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3-23
- 4 変更年月日  
平成30年1月1日
- 5 届出年月日  
平成30年12月17日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成31年1月11日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第10号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス境港店 境港市上道町字岬2177-2ほか

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3-23
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の住所  
変更前 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目3-23  
変更後 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3-23
- 4 変更年月日  
平成30年1月1日
- 5 届出年月日  
平成30年12月17日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成31年1月11日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部商工農政課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第11号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米子しんまち  
米子市西福原二丁目1-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ワイエヌティ 代表取締役 戸田 至 米子市西福原二丁目1-10
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
6の書類に記載のとおり
- 5 届出年月日  
平成30年12月10日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成31年1月11日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

### 鳥取県告示第12号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡琴浦町	平成28年度及び平成29年度	琴浦町(大字西宮の一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字西宮の一部	平成31年1月11日
〃	平成27年度及び平成28年度	琴浦町(大字中村及び大字西宮の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字中村及び大字西宮の各一部	〃
〃	平成28年度及び平成29年度	琴浦町(大字大杉の一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字大杉の一部	〃
日野郡日野町	〃	日野町(福長の一部(20163140202))の地籍図及び地籍簿	日野町福長の一部	〃
〃	〃	日野町(福長の一部(20163140203))の地籍図及び地籍簿	〃	〃

### 鳥取県告示第13号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により告示する。

平成31年1月11日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営広域営農団地農道整備事業 岩美地区 農道整備	平成30年12月26日

### 鳥取県告示第14号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり中山町畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年1月11日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理事 尾 古 礼 隆	西伯郡大山町羽田井179
〃 籠 津 文 彦	西伯郡大山町石井垣181
〃 市 橋 英 樹	西伯郡大山町羽田井1418-444
〃 野 川 豪	西伯郡大山町田中525
〃 西 村 愛 治	西伯郡大山町御崎317-3
〃 圓 岡 誉 博	西伯郡大山町下甲361
〃 天 島 清 憲	西伯郡大山町高橋153
〃 高 見 利 洋	西伯郡大山町塩津10-1

〃 足立 忠久 西伯郡大山町松河原288  
〃 長田 潤之助 西伯郡大山町下市844  
監事 西村 暁 西伯郡大山町御崎92  
〃 井上 広志 西伯郡大山町長野873  
〃 田内 洋二 西伯郡大山町束積292  
平成30年4月5日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 尾古 礼隆 西伯郡大山町羽田井179  
〃 籠津 文彦 西伯郡大山町石井垣181  
〃 市橋 英樹 西伯郡大山町羽田井1418-444  
〃 野川 豪 西伯郡大山町田中525  
〃 山本 忍 西伯郡大山町御崎317-3  
〃 渡邊 輝幸 西伯郡大山町下甲361  
〃 天島 清憲 西伯郡大山町高橋153  
〃 高見 利洋 西伯郡大山町塩津10-1  
〃 足立 忠久 西伯郡大山町松河原288  
〃 岸本 耕二 西伯郡大山町下市844  
監事 西村 暁 西伯郡大山町御崎92  
〃 井上 広志 西伯郡大山町長野873  
〃 田内 洋二 西伯郡大山町束積292  
平成30年4月6日就任 任期4年

## 鳥取県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年1月11日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 二宮 厚 西伯郡大山町豊成1131-4  
〃 徳永 健 西伯郡大山町倉谷488-1  
〃 二宮 聖貴 西伯郡大山町加茂2581  
〃 源光 栄 西伯郡大山町豊成504  
〃 河村 貢太朗 西伯郡大山町東坪2465-1  
〃 山脇 喜代志 西伯郡大山町門前1096  
〃 影山 宏明 西伯郡大山町門前988-1  
〃 美甘 稔 西伯郡大山町門前800  
〃 角田 博資 西伯郡大山町門前74  
〃 齋藤 伸一 西伯郡大山町高田614  
〃 國岡 勘作 西伯郡大山町高田2545  
〃 佐谷 克明 西伯郡大山町高田1928  
〃 高虫 寛 西伯郡大山町茶畑131-2  
監事 日野 浩一 西伯郡大山町東坪189  
〃 谷田 栄司 西伯郡大山町押平697  
〃 岡本 孜 西伯郡大山町御来屋154-5



平成30年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	近 藤 大 介	西伯郡大山町豊成1018
〃	德 永 健	西伯郡大山町倉谷488-1
〃	二 宮 聖 貴	西伯郡大山町加茂2581
〃	源 光 栄	西伯郡大山町豊成504
〃	河 村 富士夫	西伯郡大山町小竹1297-6
〃	山 上 泰 典	西伯郡大山町門前526-3
〃	濱 田 巖	西伯郡大山町門前830
〃	美 甘 稔	西伯郡大山町門前800
〃	角 田 博 資	西伯郡大山町門前74
〃	齋 藤 伸 一	西伯郡大山町高田614
〃	藤 原 清 和	西伯郡大山町高田2540
〃	佐 谷 邦 生	西伯郡大山町高田2056
〃	真 島 裕 樹	境港市財ノ木町582
監 事	近 藤 啓 太	西伯郡大山町西坪32-15
〃	齋 藤 淳	西伯郡大山町高田600
〃	岡 本 孜	西伯郡大山町御来屋154-5

平成30年4月6日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年1月11日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事	松 井 玲	西伯郡大山町豊房1620
〃	山 根 諭	西伯郡大山町豊房545
〃	豊 嶋 清	西伯郡大山町豊房2410
〃	松 原 慎 一	西伯郡大山町佐摩361
〃	汐 田 二千六	西伯郡大山町今在家460
〃	大 森 正 治	西伯郡大山町坊領304
〃	入 江 彰	西伯郡大山町長田270-1
〃	飯 田 政 好	西伯郡大山町長田353
〃	奥 田 隆 夫	西伯郡大山町長田297
〃	入 江 憲 幸	西伯郡大山町長田280
〃	清 水 覚	西伯郡大山町赤松2459-168
監 事	野 口 勝 博	西伯郡大山町豊房1010
〃	奥 田 良 一	西伯郡大山町長田469

平成30年4月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	松 井 玲	西伯郡大山町豊房1620
〃	山 根 諭	西伯郡大山町豊房545

〃	豊嶋 清	西伯郡大山町豊房2410
〃	宮永 昭彦	西伯郡大山町佐摩497
〃	汐田 二千六	西伯郡大山町今在家460
〃	大森 正治	西伯郡大山町坊領304
〃	入江 彰	西伯郡大山町長田270-1
〃	福間 壽秋	西伯郡大山町長田128
〃	奥田 隆夫	西伯郡大山町長田297
〃	入江 憲幸	西伯郡大山町長田280
〃	清水 覚	西伯郡大山町赤松2459-168
監事	野口 勝博	西伯郡大山町豊房1010
〃	奥田 良一	西伯郡大山町長田469

平成30年4月23日就任 任期4年

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成31年1月11日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

### 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

### 2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成31年2月19日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成31年2月26日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

### 3 講習課目

#### (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

#### (2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

### 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

---

# 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県企業局東部事務所及び鳥取地区工業用水道取水場で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）4,133,385キロワット時

予定使用電力量は、平成29年10月から平成30年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 供給期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。ただし、平成31年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

### (4) 供給場所

鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所

鳥取市緑ヶ丘一丁目9 鳥取地区工業用水道取水場

### (5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に

登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成31年1月22日（火）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成31年1月11日（金）から同年2月21日（木）（再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年1月11日（金）から同年2月21日（木）（再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成31年2月4日（月）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課企画総務担当

電話 0857-26-7443

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成31年1月11日（金）から同月25日（金）までの間にインターネット上の鳥取県企業局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成31年1月11日（金）から同月25日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成31年2月21日（木）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日（水）午後5時までとする。

##### イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室（鳥取県庁第二庁舎4階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成31年2月4日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau Tobu Office building and Tottori Area Industrial Waterworks Intake Plant 4, 133, 385 kWh
- (2) February 4, 2019 5:00 PM : Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation
- (3) February 21, 2019 2:00 PM : Time-limit for the submission of tenders  
February 20, 2019 5:00 PM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail
- (4) Contact point for the notice : Business Planning Division, Tottori Prefecture Public Enterprise

Bureau 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL 0857-26-7443

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県企業局西部事務所で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）1,772,946キロワット時

予定使用電力量は、平成29年10月から平成30年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 供給期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。ただし、平成31年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

### (4) 供給場所

米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所

### (5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成31年1月22日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

### (3) 平成31年1月11日（金）から同年2月21日（木）（再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 平成31年1月11日（金）から同年2月21日（木）（再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな

いこと。

(5) 平成31年2月4日(月)において、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針(平成28年12月14日付第201600115735号)第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課企画総務担当

電話 0857-26-7443

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成31年1月11日(金)から同月25日(金)までの間にインターネット上の鳥取県企業局ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成31年1月11日(金)から同月25日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成31年2月21日(木)午後3時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日(水)午後5時までとする。

##### イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室(鳥取県庁第二庁舎4階)

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資料」という。)を、4の(1)の場所に平成31年2月4日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

## (3) 契約書作成の要否等

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau Seibu Office building 1,772,946kWh

(2) February 4, 2019 5:00 PM : Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) February 21, 2019 3:00 PM : Time-limit for the submission of tenders

February 20, 2019 5:00 PM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Business Planning Division, Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7443

---

## 正 誤

平成30年12月4日付鳥取県公報第9059号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 7

欄 始期の欄

行 19及び20

誤 平成30年11月

正 平成31年2月1日